

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する規則の運用について

昭和56年6月10日  
改正 平成17年3月22日

柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する規則(昭和55年特養組合規則第5号)の運用について、同規則第22条にもとづき、次のとおり定める。

記

規則第18条の3の規定の適用については、職員の中組合市町からの派遣職員については、出身組合市町の支給方法、支給割合等を考慮して決定するものとする。